

○鳥取県警察被害者支援推進専門部会設置要綱の制定について(例規通達)

(平成 20 年 6 月 27 日鳥取県民例規第 3 号)

改正 平成 22 年 3 月 18 日鳥取県民例規第 3 号 平成 25 年 3 月 25 日鳥取県民例規第 4 号
平成 27 年 3 月 6 日鳥取県民例規第 2 号 平成 30 年 3 月 22 日鳥取県民例規第 3 号
令和 2 年 3 月 18 日鳥取県民例規第 3 号 令和 4 年 3 月 25 日鳥取県民例規第 3 号
令和 7 年 3 月 11 日鳥取県民例規第 3 号

各所属長

対号 平成 8 年 2 月 26 日付け鳥取県民例規第 5 号外共発 鳥取県警察被害者対策推進専門部会設置要綱の制定について(例規通達)

みだしのことについては、対号例規通達により実施してきたところであるが、犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律の一部を改正する法律(平成 20 年法律第 15 号)、犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令(平成 20 年政令第 170 号)及び警察法施行規則の一部を改正する内閣府令(平成 20 年内閣府令第 31 号)の施行に伴い、別添のとおり「鳥取県警察被害者支援推進専門部会設置要綱」を制定し、平成 20 年 7 月 1 日から施行することとしたので、運用上誤りのないようにされたい。

なお、対号例規通達は、平成 20 年 6 月 30 日限り廃止する。

別添

鳥取県警察被害者支援推進専門部会設置要綱

第 1 設置

鳥取県警察運営総合対策委員会に、鳥取県警察被害者支援推進専門部会（以下「専門部会」という。）を置く。

第 2 任務

専門部会は、被害者支援の実施に関し、その推進状況を把握し、必要な調整を行うことを任務とする。

第 3 組織

専門部会は、部会長及び部会員をもって組織し、それぞれ次の職にある者をもって充てる。

部会長 警務部長

部会員 広報県民課長	捜査第二課長
会計課長	鑑識課長
警務課長	交通企画課長
生活安全企画課長	交通指導課長
少年・人身安全対策課長	運転免許課長
サイバー犯罪対策課長	警備第一課長

地域課長	外事課長
刑事企画課長	被害者支援官
捜査第一課長	

第4 運営

- 1 専門部会は、部会長が必要に応じて招集し、議事を主宰する。
- 2 部会長は、必要があると認めるときは、部会員以外の者に対し、専門部会への出席を求めることができる。
- 3 1 及び 2 に定めるもののほか、専門部会の運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

第5 幹事会

- 1 専門部会の事務について専門部会を補佐するため、専門部会に幹事会を置く。
- 2 幹事会は、幹事長及び幹事をもって構成し、それぞれ次の職にある者をもって充てる。

幹事長 被害者支援官

幹事	会計課次席	捜査第二課次席
	警務課次席	鑑識課次席
	生活安全企画課次席	交通企画課次席
	少年・人身安全対策課次席	交通指導課次席
	サイバー犯罪対策課次席	運転免許課次席
	地域課次席	警備第一課次席
	刑事企画課次席	外事課次席
	捜査第一課次席	

- 3 専門部会の運営に関するこの要綱の規定は、幹事会の運営について準用する。

第6 庶務

専門部会及び幹事会の庶務は、広報県民課において行う。